

平成4年 12/5
(1992年) No. 870

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

福祉テレホンサービス

☎ 0120・161624(無料)

心身障害者の方への事業および行事などの情報を毎月1日と既に内容を更新してお知らせします(2時間)。

資源保護のため、再生紙を使用しています。

保育園の4月入園の申込みは2月1日まで

元気で仲よく 楽しい保育園



保育に欠けることは
保育園は0歳から就学前までの「保育に欠ける」家庭の児童を保育する福立私立合わせて41の保育施設です。現在区には公立幼稚園があり、約3千児童が元気に通園しています。

保育者が①日中、家庭の外で仕事をしている②日中、家事の内⑤病気あるいは体に障害のある方の介護にあたっているなどそのため、ほかに保育する人がいない場合です。以下で詳しく説明します。

申込みは

△申込期限: 平成5年2月1日
まで(区外の保育園に入園を希望する方は、12月25日まで)
△申込場所: 居住地の福祉事務所(都税事務所発行のもの)

△申込書類: ①保育所入所申請書②家庭の状況書
△申請書に添付する書類: ①平成4年度の住民登録簿納税通知書または課税證明書
△勤めている方→平成4年分の源泉徴収票▽自営業の方→平成4年分の支払証明▽それらの方は課税証明書(同一生計世帯の父、母・祖父・祖母等扶養義務のある方の内職をしていて方→内職先から勤めている方)▽勤めている方→平成4年分の不明④出産(前後5か月以内)⑤病気あるいは体に障害のある方の介護にあたっているな

中の収入を証明できるもの③他の証明△就職が決まっている方→採用証明▽出産予定の方→母子健康手帳または診断書▽病気やその看護の方→診断書▽固定資産税を納めている方→平成4年度の納税通知書または課税證明書

△各保育園の保育時間は左表のとおりですが、保護者の労働時間

△そのほか各家庭の状況を考慮して決定しますので、ご相談ください。

△保育園在園児童の保護者の方へ

△入園時に申請書に添付している書類は、入園期間中に毎年提出していただくことがあります。1~2月ごろお知らせしますので、その年度の納稅関係書類を大切に保管しておいてください。
なお、保育園の申込みは年間を通して受け付けています。1~2月ごろお知らせしますので、その年度の納稅関係書類を大切に保管しておいてください。

※保育園入所説明会を開きます

△勤めている方→平成4年分の源泉徴収票▽自営業の方→平成4年分の支払証明▽それらの方は課税証明書(同一生計世帯の父、母・祖父・祖母等扶養義務のある方の内職をしていて方→内職先から勤めている方)▽勤めている方→平成4年分の不明④出産(前後5か月以内)⑤病気あるいは体に障害のある方の介護にあたっているな

平成5年4月1日 入園予定児童数

【注意】○印は私立保育園です。0歳児については、公立は△印が産休明け、他は4カ月経過児。私立は産休明けから保育。入園予定児童数は、多少の変動が予想されます。◎印は延長保育、◎印は夜型延長保育指定園です。

施設名	所在地	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
△ 翁辺第一保育園	翁辺7の7の22	7	7	3	4	10	31	
△ 翁辺第二保育園	翁辺5の1の3	10	1	7	6	3	27	
△◎ 翁辺第三保育園	翁辺2の2の3	8	6	3	8	4	29	
△ 鳥居第一保育園	鳥居3の15の20	—	14	3	4	17	38	
△ 鳥居第二保育園	南大塚2の9の1	—	7	2	3	11	23	
△ 西巣鶴第一保育園	北大塚3の12の12	9	3	4	8	3	27	
◎ 西巣鶴第二保育園	西巣鶴1の1の13	9	5	3	5	18	40	
△ 西巣鶴第三保育園	西巣鶴1の2の14	8	7	6	7	6	34	
△ 南大塚保育園	南大塚2の36の3	9	2	6	4	6	27	
◎ 東池袋第一保育園	東池袋2の60の19	8	6	5	3	10	32	
△ 東池袋第二保育園	東池袋2の34の1	8	5	4	1	6	24	
△ 南池袋保育園	南池袋3の17の2	9	5	1	7	5	27	
◎ 池袋第一保育園	上池袋3の39の11	9	2	3	5	8	27	
△ 雉司ガ谷保育園	雉司ガ谷1の34の5	9	3	3	6	11	32	
△ 高南保育園	高田1の24の14	9	2	8	5	10	34	
△○ 白目第二保育園	白目2の23の9	10	4	4	5	1	24	
○○ 苔草保育園	南大塚1の10の3	18	12	2	35	67		
○ ハヤナ保育園	西巣鶴2の36の17	—	—	17	9	9	35	
△ 西巣袋第一保育園	西巣袋2の25の20	8	6	3	7	4	28	
△○ 西巣袋第二保育園	西巣袋4の22の18	9	5	3	5	14	36	
△○ 西巣袋第三保育園	西巣袋本町3の4の5	9	5	6	4	3	27	
△○ 西巣袋第四保育園	西巣袋3の58の15	8	5	7	4	13	37	
△○ 西巣袋第五保育園	西巣袋4の15の10	8	6	5	3	11	33	
△○ 池袋本町保育園	池袋本町4の26の22	8	5	4	3	9	29	
△○ 池袋第一保育園	池袋本町4の1の14	11	1	6	2	0	20	
△○ 白目第一保育園	白目5の18の2	9	5	6	2	9	31	
△○ 南長崎第一保育園	南長崎5の23の7	10	3	4	3	7	27	
△○ 南長崎第二保育園	南長崎2の3の21	7	8	2	7	11	35	
△○ 長崎保育園	長崎3の7の7	9	4	3	4	0	20	
△○ 千早第一保育園	千早1の31の5	8	7	8	9	11	43	
△○ 千早第二保育園	千早4の6の14	9	7	4	7	4	31	
△○ 要町保育園	要町3の17の11	9	6	8	6	5	34	
△○ 高松第一保育園	高松3の10の7	—	13	6	4	11	34	
△○ 高松第二保育園	高松1の7の13	8	4	6	2	2	22	
△○みのり保育園	稚袋3の3の9の9	—	10	3	4	15	42	
△○豊島保育園	南長崎3の9の8	—	—	10	32	42		
△○姓名記入わり保育園	南長崎3の35の8	10	0	0	0	3	13	
△○同様どしま保育園	長崎3の26の4	—	—	—	—	15	15	
△○愛の家保育園	長崎4の11の3	—	7	5	3	10	25	
△○千早どこの家保育園	千早3の37の14	7	2	2	1	12	44	
△○しいの実保育園	長崎4の15の3	4	0	0	0	0	4	

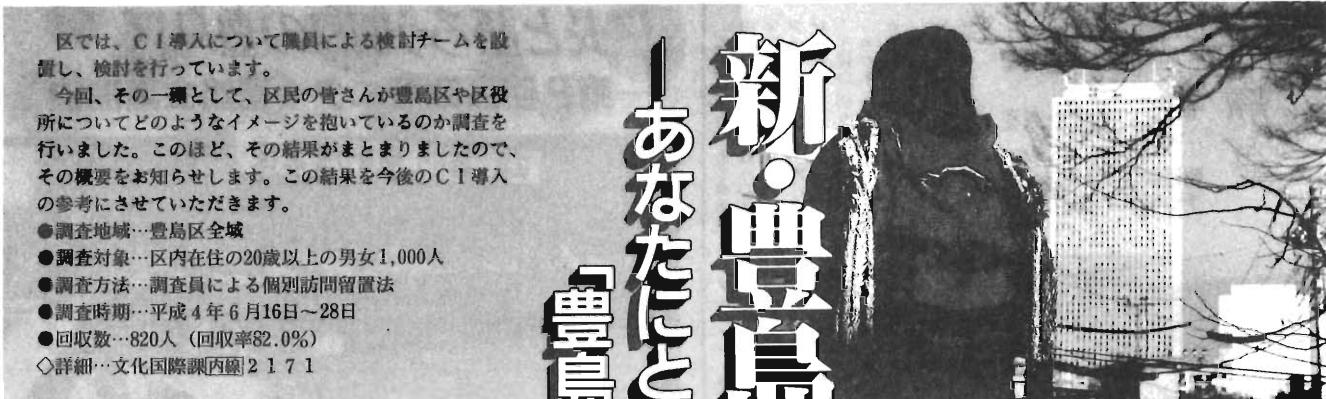
西福祉事務所管内
西池袋・千早・要町・高松・千川

東福祉事務所管内
翁辺・巣鶴・西巣鶴・南巣鶴・北高田・高田・自己・西巣鶴

「成人の日」のつどいに
参加しましょう



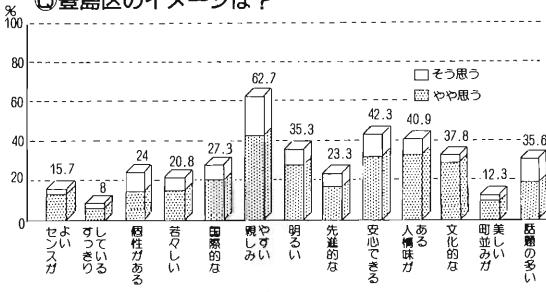
ゲスト: 赤木りえ



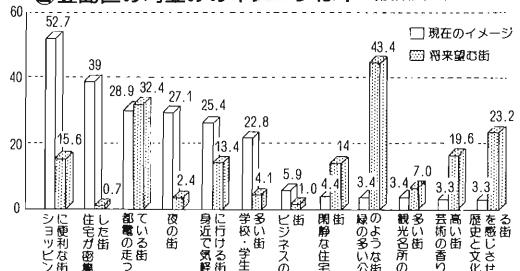
1 豊島区のイメージ

都電の走る街はみどり色

◎豊島区のイメージは?

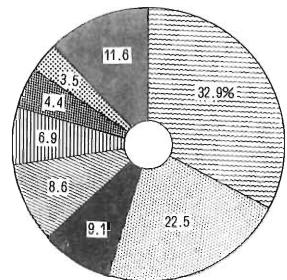


◎豊島区の町並みのイメージは? (複数回答)

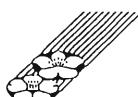


◎将来の豊島区のイメージにふさわしい色は? (複数回答)

- 黒
- 空
- 白
- だいだい
- 黄
- 茶
- 灰
- その他の

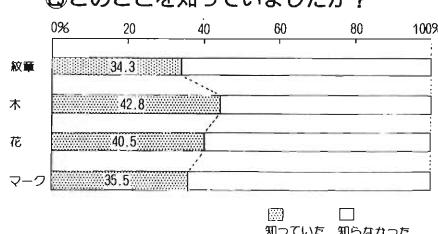


豊島区の紋章

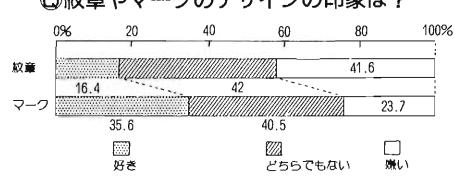


豊島区のマーク
(豊島区の木と花をデザインしたもの)

◎このことを知っていましたか?



◎紋章やマークのデザインの印象は?



C.Iって何?

C.Iとはコーポレート・アイデンティティの略で、本来その会社・団体らしさとか、個性という意味です。これを豊島区にあてはめてみると「豊島区はこうありたいという基本理念のもとに、豊島区らしさをつくりあげていく」ことです。そのため単にイメージづくりをするのではなく、窓口業務や案内表示等の改善、シンボルマーク等の制定など、いわゆる「お役所仕事」をなくし、区民サービスの向上を図ることを目的としています。今後とも区民の皆さんのご協力をお願いします。



自立して明日をきずく

都区制度改革「中間のまとめ」

都区制度改革の内容を具体化す

るため、これまで都区内で検討を進めてきました。その検討結果が、「都区制度改革に関する中間のまとめ」としてとりまとめられました。今、制度改革は、実現に向けて、新たな局面を迎えてています。

平成22年9月に第22次地方制度改革調査会が「都区制度の改革に関する答申」を行いました。この答申は、23区がこれまで行つてきた自主権の拡充を求める運動の成果といえます。

この答申に沿った改革を実現するため、区は都と共に検討組織を設けて、具体的な内容の検討を続けてきました。

今回発表された中間のまとめは、区民の皆さんや関係者の皆

さんの理解と協力をいたたいための素案として、これまでの検討を踏まえました。

今後、区は、制度改革の実現を目指し都と協力して、国などとの具体的な協議を進めていきます。

詳細

企画課内閣室

(表1) 区に移管される事務事業(清掃機関を除く)

市 の 事 務	1 都市計画決定に関する事務(2区以上にまたがるもの除外街区面積1ha以下の特定街区など)
	2 地教行法第59条の事務(小中学校の教科書の選定など)
	3 特定建築物に対する立入り検査等に関する事務
	4 有害家庭用品の規制に関する事務
	5 狂犬病の予防に関する事務
	6 化粧鏡等の規制に関する事務
	7 食品衛生に関する事務(乳製品製造業等に関する報告収録、監視・指導等)
	8 開発行為の許可に関する事務
	9 屋外広告物規制に関する事務
	10 宅地造成等の規制に関する事務
	11 都市計画法における建築等の規制に関する事務(土地の試験の許可など)
	12 流通業務地区内における建築等の規制に関する事務
	13 風致地区内における建築等の規制に関する事務
	14 緑地保全地区内における建築等の規制に関する事務
	15 都市再開発法における建築等の規制に関する事務
	16 大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法における建築等の規制に関する事務
	17 土地区画整理事業施行区域内における事業認可公告後の建築行為等の規制に関する事務
	18 土地区画整理事業の個人施工認可・組合設立認可等に関する事務
	19 児童相談所に関する事務
	20 児童福祉に関する事務(補装具の交付など)
	21 民生委員に関する事務
	22 身体障害者の福祉に関する事務(身体障害者相談員への業務委託)
	23 精神薄弱者の福祉に関する事務(精神薄弱者相談員への業務委託など)
	24 田子および寡婦の福祉に関する事務
	25 寄生虫の予防に関する事務
	26 墓地・埋葬等の規制に関する事務
	27 開場・旅館および公衆浴場の営業の規制に関する事務
	28 建築基準法に関する事務(建築規則の区分などをこれまでの延床面積5,000m ² 以下から10,000m ² 以下に拡大するなど)

(表2) 税財政改革の方向のあらまし

項目	内容
1 都区財源配分の基本的仕組み	●調整税(注)の配分率は、各区の大都市事務の需要を算定し、双方の大都市財源を充当した後、都区双方の財源不足額の割合により、新たに定める。 ●調整税の配分率は、中期的に安定的なものとする。
2 区間調整の基本的仕組み	●各区の自主性が一層高められるように、改善する。
3 税財政制度の特例措置	●区では、一般的な市と異なって、地方債の許可権限者が自治大臣となっていることなどの特例措置を見直す。

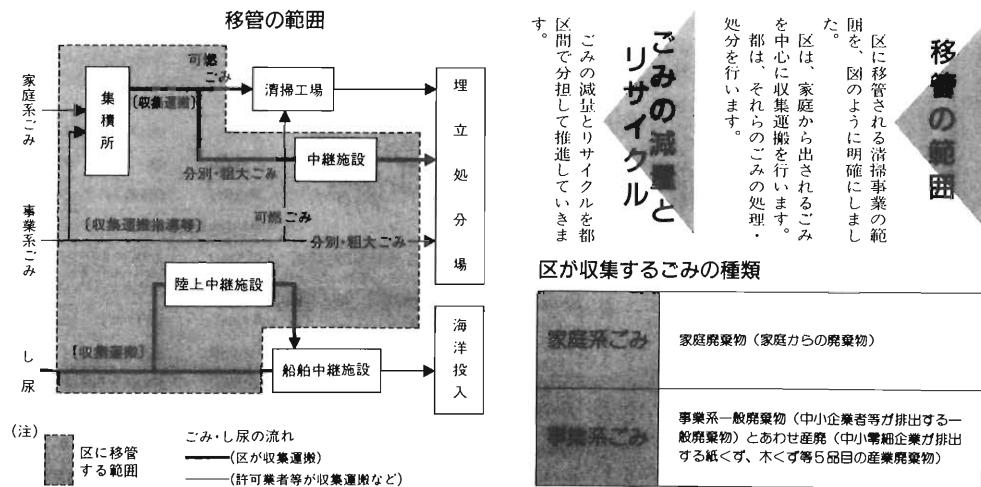
これまで、区は、都の内部的には皆さんと一緒に考えながら、地域に一番合った方法で、まちづくりを進めることができるようになります。

このほかにも、児童相談所の設置など区民の皆さんに身近な事務は区が処理します。

この特定街区の指定の一部が設置など区民の皆さんに身近な事務が区に移管されます。

この特例措置の提案することができます。しかし、23区では現在これを提案できるのは区ではなく都知事です。そこで、区が境界変更などを提案できるよう改めます。このような、一般的の市にはない特例措置を廃止します。

移管の範囲



移管の範囲

清掃事業は、区民の皆さんに最も身近な区が実施することによって、より一層効果的に行なうことができます。

移管後に清掃事業が円滑に進められるように、具体的な検討が行われました。

（注）「調整税」とは、都が区に代わって賦課徵收している市町村税のうち、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税をいいます。調整税の一定部分（現在は44%）が、都区間で相互間の財政調整の財源に充てられています。

